

2020-7 教育研究評議会議事概要

日時 令和2年10月21日(水) 13:30~15:37
場所 総合研究棟Ⅱ第1会議室
出席者 駒田学長
山本, 緒方, 尾西, 梅川, 伊藤, 楠井, 大高, 富樫, 野崎, 橋本, 西村,
松田, 吉松, 吉本, 富本, 伊佐地, 藤田(伸), 鶴原, 藤田(達),
須藤, 村田, 池浦, 森, 奥村, 吉岡, 三宅, 大野
欠席者 今西
陪席者 服部監事, 小川監事, 豊福

◎ 第72回三重大学祭について

議事に先立ち、野崎副学長から、今年度の大学祭は、オンラインを主としつつ、一部を対面で行う方針であり、感染対策を行い、入構者を限定しながらも、活気ある大学祭を実施する方向で進めている旨の説明があった。

続いて、三重大学全学大学祭実行委員会から、第72回三重大学全学大学祭「MIE2020～津なごろう、今こそ～」の開催についての紹介があった。

◇主な意見等

- ステージの広さとそこに上る最大人数で、最低1mのソーシャルディスタンスを空けることが出来るか、検討をお願いしたい。またゲートで人数のコントロール及び入構の資格がある者かどうかのチェックをお願いしたい。
- 美男美女コンテストについては、昨今のジェンダー、ジェンダーフリーまたはLGBT等が社会的関心事となっているので、誤解を招かないよう、コンテストの趣旨を明確にすると良いのではないかと思う。
- コロナ禍にあっても学生の元気が出るようなイベントを期待している。
- 学生がこの様な新しいスタイルの大学祭に挑戦しようとしているということを、学内外の多くの方に知って頂きたい。大学の広報については、学生の努力が報われ、盛り上げられるように応援していただきたい。

◎ 前回議事概要の確認

学長から事前に照会した2020-6教育研究評議会議事概要(案)について、資料のとおり記録に留めたい旨の報告があり、了承された。

I 審議事項

1. 大学教員の懲戒処分について〔報告事項終了後、関係者のみにて審議〕

学長から、令和2年4月15日(水)開催の教育研究評議会において設置された審査委員会における審査結果等について、配付資料に基づき報告され、種々意見交換の後、学長から本件に係る懲戒処分について照会があり、審査委員会における審査結果のとおりとすることが承認された。

引き続き、企画総務部長から、本件に関する今後のスケジュールについて説明があった。
なお、本日の席上配付資料については、本会議終了後に回収した。

2. 医学部学生の懲戒処分について〔報告事項終了後、関係者のみにて審議〕

学長から、須藤医学部長より学生1名の懲戒処分に関する申し出を受けたことに伴い、「三重大学における学生の懲戒に関する指針」に基づき審議願いたい旨の発言があった。次いで、

須藤医学部長から、「席上配付資料」に基づき、詳細な経緯、処分の理由及び判断の説明があった。種々意見交換の結果、原案どおり、学生1名について「無期停学」とすることが承認された。

なお、本件に係る席上配付資料は、本会議終了後に回収した。

◇主な意見等

- どういう教育プログラムを行い、どの様に更生をさせるか、どの様な状況で反省していると判断するのか等については、こういった予定か。本来はそれらと合わせて、報告をしていただくことが重要であると思われるが、どうか。
 - 今後のフォローを来月の教育研究評議会に報告していただきたい。
- 仮に刑事罰等の判断がされた時には、再度判断をするのか。
 - 今回処分を決定すれば、それを覆すことはできない。
- 当該学生は今どうしているのか。
 - 通常の授業を受けている。
 - 通常は、処分決定までは自宅謹慎となるのではないかと思う。授業に出ているというのは理解し難い。
- 確認だが、例えば窃盗等明らかな刑罰を犯した場合、教育研究評議会で処分が決まるまでの間自宅謹慎とすることは、研究科長または教授会等が決めれば可能なのか。それとも学生の権利の問題として、強制力はないのか。
 - 教育的な指導という意味で、自宅で反省するようと言えるが、強制力はない。
 - 謹慎については、「三重大学における学生の懲戒に関する指針」において、『学部長等は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができる。』と規定されている。
 - 懲戒処分がなされることが確実でなければ謹慎を命じることはできないため、今回の事案については、医学部としては判断が難しいと感じられたのだと思われる。
- 大学としては、しかるべき処分を行うことが重要である。
- この様な事案があれば、すぐにオープンにして問題化するというスピークアップ制度がどうなっているのかが心配である。教育研究評議会に早く出てくる様な状況を作らないといけない。

3. 国立大学法人三重大学知的財産規程の改正及び内規の新規制定について

北川学長補佐から、「資料：審一1」に基づき、外部機関との共同出願であって、出願費用の全額を外部機関が負担する場合の案件の承継については、新たに設置する知的財産専門会議で審議を行うこととすることに伴い、国立大学法人三重大学知的財産規程の一部改正及び知的財産専門会議内規の制定を行う旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

◇主な意見等

- 全学的には会議を減らす方向であるため、知的財産専門会議の開催にあたっては、効率化を念頭に開催願いたい。
 - 実際には、知的財産専門会議の設置により、従来開催していた2つの会議を当該会議に一本化でき、効率化できるものである。

4. 国立大学法人三重大学共同研究規程の改正等について

緒方理事から、「資料：審一2」に基づき、共同研究に係る一般管理費を間接経費とし、間接経費の見直し及び研究代表者、研究担当者及び研究協力者の人件費を直接経費の積算することを可能とすることに伴う国立大学法人三重大学共同研究規程の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

◇主な意見等

- 人件費を直接経費に積算した場合、その人件費は給与として支払えるのか。

→引き続き検討をさせていただきたい。当初人件費や給与の上乗せに使えないか検討している旨を説明させていただいたが、その際に、賛成の意見と慎重とすべきとした意見の両方をいただいている。

○11月1日付けで契約をしようとする共同研究があるが、まだ人件費は直接経費に計上してはいけないのか。それとも現在でも支払えるのであれば、計上しても良いか。

→従来の規程では、教員の研究費に人件費は想定していないと思われるが、積算をしてはいけないと書いてある訳ではない。今回の改正は、その様な誤解を生まないように、また説明ができるように行ったものであるが、この点については検討をさせていただきたい。

○学内への周知はもちろん、企業等学外への丁寧な説明が必要である。事務職員も、大学として統一した説明ができるようにしておいていただきたい。

○なぜ30%なのかの根拠を試算している。共同研究に関しては、諸々の経費、契約に関わる人の経費、知的財産関係の費用及び光熱水費等を積算すると、おおよそ直接経費の35%になる。企業に説明する際には、そういう資料もお見せしながらお願いすることになる。

○研究代表者、研究担当者及び研究協力者等実際に研究を行う人だけでなく、研究をサポートする人もおり、その人に対する人件費は積算すべきだと思う。

5. その他

なし

II. 役員会報告

1. 第15～17回役員会について

学長から、令和2年度第15～17回役員会について、「資料：役一1、参考資料1～3」に基づき、報告があった。

III. その他報告事項

1. 医学部学生の懲戒処分期間の満了について〔報告事項終了後、関係者のみにて報告〕
須藤医学部長から、前回（9月16日開催）の教育研究評議会において「有期停学」となった学生4名について、当該学生の懲戒処分期間満了による処分解除についての報告があった。

◇主な意見等

○教育研究評議会としては、『4人の学生はいずれも、自分の行った行動に対して深く反省をしている』と医学部教授会として認めたということを報告していただきたい。

2. 「三重大学新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時給付型奨学金制度」（第2回）に係る給付選考最終結果について

野崎副学長から、「資料：報一1」に基づき、「三重大学新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時給付型奨学金制度」に係る給付選考結果について、325名の申請があり、246名に給付を決定した旨の報告があった。

3. 令和3年4月からの事務組織体制（案）について

事務局長から、「資料：報一2」に基づき、令和3年4月からの事務組織体制（案）について、事務の機能の専門性や効率化を高め、教職協働を促進できる事務体制を構築するため、新しい事務組織における部署の新設及び改編等を行う旨の説明があった。

◇主な意見等

- 次期執行部の意見も聞いていただきたい。
- 縦割りだけでなく、横のつながりも広げていただきたい。将来、複数のチームまたは複数の部にわたるような事業を立ち上げなければならない時に、スムーズに協力が出来るような体制を取るというコンセプトが大切である。それによりガバナンスを効かせられると思う。
- 情報・図書館チームと国際交流チームが何故一緒になるのか、難しい話題であるが、ご意見をいただきたい。
- 他に財務部及び施設部があるが、今後検討になると思われる。
- 各学部研究科等からも意見があれば、事務局長あるいは企画総務部長へご連絡願いたい。
- 振興基金については、社会連携チームが行うように見えるが、例えば新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援事業やこれまでの修学支援事業等の事務も社会連携チームで行うことになるのか。
 - 学外との接点を分かりやすくすることを第一に考えたものである。具体的な寄附等の取扱いについては、現在と同じであり、ここで集めた寄附金等をどの様に使うかは、現在のそれぞれの担当部署で考えることになる。

4. 三重大学リサーチセンターの設置について

橋本副学長から、「資料：報－3」に基づき、三重大学リサーチセンターの1件の認定についての報告があった。今後も様々な分野からの申請をお願いしたい旨の依頼があった。

◇主な意見等

- センターの名称について、三重大学が実施するセンターの様な印象を受ける。リサーチセンターは、個別に申請されるものなので、名称についてご検討願いたい。
 - 大学のセンターではないかという誤解を受けるので、申請者に意見があった旨をお伝え願いたい。

5. 令和2年度業務執行状況（第2四半期）について

尾西理事から、「資料：報－4－1，4－2」に基づき、令和2年度業務執行状況（第2四半期）についての報告があった。年度計画及び中期計画の進捗確認については、現在それぞれの進捗状況や今後の予定を確認しているところである。年度計画については残り半年、中期計画については残り1年半となり、各担当部署には、各計画における成果の着地点を見据えつつ、計画の達成に向けた取組の実施をお願いしたい旨の依頼があった。12月には、第4期中期計画中期目標に関する組織見直しの観点が文部科学大臣から示され、それを受けて、本学でも第4期中期目標を作成し始める段取りとなるため、各学部研究科等には、ご協力願いたい旨の依頼があった。

◇主な意見等

- 第4期の中期計画中期目標に関しては、次期執行部も入って考えていただきたい。第3期4年次の評価については、結果が届き次第ご報告したい。

6. 令和3年度施設整備費概算要求事業に係る評価結果について

施設部長から、「資料：報－5」に基づき、令和3年度の施設整備費概算要求事業に係る評価について、9月30日付けの文部科学省からの公表により、S評価となった4事業について報告があった。今後、S評価となった事業の中から緊急性の高いものを選定されると思われる旨の説明があった。

◇主な意見等

- 結果は12月頃に届く予定である。

7. その他

- ・国際ワークショップ開催報告について
三宅地域イノベーション学研究所長から、「資料：報－6」に基づき、10月15日に第12

回地域イノベーション学に関する国際ワークショップを開催した旨の報告があった。今年
は新型コロナウイルス感染症の影響により、学内者のみで、開催期間を1日とし、感染防
止対策を行って、対面とオンラインによるハイブリッド方式で開催した旨の説明があ
った。

以 上